

一般社団法人日本機械学会 定款

2010年12月8日 臨時総会承認

2011年2月23日 内閣府公益認定等委員会認可

2012年4月20日 定時社員総会一部変更

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本機械学会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、機械及び機械システムとその関連分野（以後、「本会が対象とする分野」という）に関する学術技芸の進歩発達をはかり、もって人類社会の発展と安寧及び福祉の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、本邦及び海外において前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会および学術集会の開催
- (2) 講習会、見学会、展示会、研修会、などの開催
- (3) 会誌、論文集、研究報告、資料その他図書の刊行
- (4) 調査研究、資料・情報などの収集ならびに作成
- (5) 研究・技術・システムの開発ならびに、研究・調査の支援
- (6) 技術基準・規格の制定、技術検査・試験の支援、助言、助成など
- (7) 論文、技術などの顕彰、コンテスト
- (8) 技術者人材育成・教育、技術者資格の認定
- (9) 普及・啓蒙・広報ならびに、政策提言
- (10) 国内外の関係組織・団体などとの協力および連携
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本会は、委員会、支部、専門分野毎の部門などを設けることができる。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、3月1日から翌年2月末日までとする。

(細則)

第7条 この定款の施行に必要な細則は、理事会で定める。

(定款変更)

第8条 この定款を変更するには、社員総会で総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第9条 本会は、会員を次の4種として構成する。

1. 正員
2. 学生員
3. 会友
4. 特別員

(正員)

第10条 正員は、本会が対象とする分野にかかわる工学・技術の専門家とする。

(学生員)

第11条 学生員は、在学生であって本会が対象とする分野の課程を修めている者とする。

(会友)

第12条 会友は、本会が対象とする分野の工学・技術に関心をもち、本会の活動に賛同する者とする。

(特別員)

第13条 特別員は、本会が対象とする分野に関係があつて、本会の目的を賛助する団体とする。

(名誉員)

第14条 本会が対象とする分野の機械学芸に関し功績顕著な者又は本会の目的達成に多大の貢献をした者であつて、社員総会に推薦され議決された者を名誉員ととなえる。

(会員資格の取得)

第15条 本会に入会するには、定款第3条に掲げる目的に賛同し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第16条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用にあてるため、会員になった時及び毎年、別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第17条 会員が退会するには、本会に届出ることにより退会することができる。

(会員資格喪失)

第18条 会費を滞納した会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員資格（代表会員資格を含む）を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、または特別員を解散したとき。

(除名)

第 19 条 会員（代表会員を含む）が次の各号の一に該当するときは、社員総会の議決によって除名することができる。

1. 本会の定款又はその他規則に違反する行為があったとき。
2. 本会の事業を妨害し、又は本会の名誉を損なう行為があったと認められたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の権利)

第 20 条 会員の権利はその一身に止まる。

第 4 章 社員総会

(社員・構成)

第 21 条 本会社員は、正員から選出される代表会員とする。代表会員は 160 名以上 260 名以内とする。

2. 代表会員選挙において、正員は等しく代表会員を選挙する権利を有する。
3. 正員は、前項の代表会員選挙に立候補することができる。
4. 第 2 項の代表会員選挙は毎年実施する。
5. 代表会員の任期は、次の定時社員総会終了の時までとする。ただし、代表会員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代表会員は社員たる地位を失わない（当該代表会員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする）。
6. 代表会員の欠員は補充しない。
7. 選挙の管理は、理事会から独立した別に定める選挙管理委員会が行う。
8. 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
 - (1) 定款の閲覧等
 - (2) 会員名簿の閲覧等
 - (3) 社員総会の議事録の閲覧等
 - (4) 社員の代理権証明書等の閲覧等
 - (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等
 - (6) 計算書類等の閲覧等
 - (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等
 - (8) 合併契約等の閲覧等
 - (9) 正員は、上記会員の権利の他、社員総会に出席して意見を述べることができる。
9. 理事、監事は、その任務を怠ったときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第 112 条の規定にかかわらず、すべての正員の同意がなければ、これを免除することができない。

(権限)

第 22 条 社員総会は、代表会員をもって構成し、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任および解任
- (3) 役員報酬

- (4) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書（以下財務諸表という）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) 理事会で付議したもの
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 23 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

（招集）

第 24 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2. 総代表会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代表会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 25 条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときは、代表理事たる筆頭副会長がこれにあたる。

（議決権）

第 26 条 社員総会における議決権は、代表会員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 27 条 社員総会の決議は、総代表会員の過半数が出席し、出席した過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 不可欠特定財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3. 社員総会に出席できない代表会員は、書面をもって他の代表会員に議決権の行使を委任することができる。この場合あらかじめ通知した事項については出席者とみなす。

（議事録）

第 28 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2. 議長及び出席した理事の中から 1 名を選出し、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第29条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 22名以上24名以内（会長、副会長4名を含む）
- (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を会長、副会長1名を筆頭副会長として、代表理事とする。
3. 会長を除く理事のうち4名を副会長とし、会長を補佐して会務をおこなう。
4. 理事の分担と職名は細則で定める。

(役員を選任)

第30条 理事は正員（代表会員を含む）より、監事は正員より、社員総会の決議によって選任する。

2. 会長及び副会長（筆頭副会長を含む）は、理事会の決議により選定する。
3. 理事、監事の欠員は、社員総会の決議により補充することができる。
4. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、会務を処理する。

2. 会長は、法令及び本定款により、本会を代表して会務を統轄し、理事会及び社員総会の議長となる。
3. 筆頭副会長は会長を補佐し、会長が職務の執行に支障があると理事会が判断した場合においては、会長の任期においてこれを代行する。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。会長および副会長の任期は、次の定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事が、任期の満了又は辞任により第29条に定める定数を満たさなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員待遇)

第35条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会が別に定める報酬等の基準により支給することができる。

(役員の実任とその一部免除)

第36条 本会は、法令の要件を満たした場合には、役員がその任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議により免除できる。

第6章 理事会

(構成)

第37条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 社員総会に付議すべき事項の決定
- (3) 規則類の制定、同改廃の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職
- (6) 会長、副会長（筆頭副会長を含む）欠員時の選任

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、筆頭副会長が招集する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産)

第42条 本会の資産は次のとおりとする。

1. 会費、2. 事業に伴う収入、3. 資産から生ずる果実、4. 寄附金及び補助金、5. その他の収入

(基本財産、普通財産)

第 43 条 本会の資産は別に定める基本財産及び事業遂行に供する普通財産の 2 種とする。

2. 前項の財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産を処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(寄付金)

第 44 条 寄附金を受けることの可否は、理事会が決める。寄附金の一部若しくは全部は、理事会の議決によって基本財産に編入することができる。寄附金の運用については、別に定める。

(事業費用)

第 45 条 本会の事業遂行に要する費用は、普通財産をもって支弁する。

(資産と剰余金の非分配)

第 46 条 本会の資産並びに剰余金は、会員に分配することができない。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 本会の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを更正する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 財務諸表
2. 第 1 項の書類のほか、次の書類を、定款、社員名簿と共に主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 8 章 職員、嘱託員

(職員、嘱託員)

第 49 条 会務を処理するため事務局を設け、職員並びに嘱託員を若干名置く。その選任、給与は予算の範囲内で理事会が決める。

第9章 解 散

(解散)

第50条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1. 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。